

# 令和6年度 岐阜県教育委員会への要望に対する回答書

岐阜県教育委員会

## 1 地域活動・PTA活動の充実

### ・地域とともにある学校づくりの強化

子どもたちを育てるために、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動などの地域社会教育の推進に関わる支援と、そのための担当課の連携を要望します。

特に地域と学校との関わりが大切だという点から各市町村にコーディネーターのような担当者を確保し、学校支援に地域学校協働活動推進員等育成研修を受講されたような幅広い人選を心掛けることを要望します。

#### 【回答】

県では、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進のための支援を、義務教育課と県民生活課が連携し、進めています。両課が共催で実施する地域学校協働活動市町村連携会議は、推進員等の役割の理解促進を目的とした研修を行っています。また、県と岐阜大学が共同設置している「ぎふ地域学校協働活動センター」では、地域学校協働活動推進員等育成研修を実施しており、推進員等として活躍が期待される人材を市町村が推薦することで、市町村での推進員等の配置を促進しています。今後も、関係課連携のもと、推進員等の確保と質の向上に向けた支援を継続してまいります。

### ・県教委に対して、毎年の要望書に基づく進捗状況の報告、定期的な実施について

毎年、各市町村のPTAから提出される要望は、地域の教育環境の向上を目指す重要な意見や提案が盛り込まれております。

これらの要望に対する対応の透明性を高めるため、県教育委員会においては、要望書に基づく施策や対応の進捗状況について報告を行っていただきますよう要望します。

#### 【回答】

岐阜県教育委員会の施策につきましては、適宜ホームページ等にて周知をしております。また、この要望懇談会もPTAの皆様からの御意見を伺う大切な機会と捉え、要望書に基づく施策や対応の進捗状況について報告を行うように努めてまいります。

### ・県有施設としての「(仮称)岐阜県教育会館」の設置

岐阜県PTA連合会は、岐阜県校長会館に事務所を構えています。岐阜県校長会館には、現在岐阜県小中学校長会をはじめとする8つの教育関係団体が入居しています。

全国的に見ても、県の教育関係団体事務局が県有施設に入居できないのは、数える程しか無く、岐阜県教育の充実と発展を支える上でも、県有施設として「(仮称)岐阜県教育会館」を設置し、各教育関係団体の連携を取ることができる環境の整備を要望します。

【回答】

教育振興のために各種団体が安定して活動できる場を確保する必要性は認識しております。しかしながら、県による会館等の新規建設は現時点では財政上、困難な状況であります。また、その他の県有関係施設への入居については、現在も提供できるスペースがない状況です。今後、関係施設に入居している団体のうち、県有関係施設に空きスペースが生じるなど、利用状況に変化があれば、引き続き検討してまいります。

## 2 児童生徒の健全育成・安全安心

学校および通学路における児童生徒の安全を確保するため、行政に対して、適切な道路整備や規制の優先的な実施を求め、予算措置を強く働きかけていただくようお願いします。

また、地域社会、警察、保護者、企業との連携を強化し、情報共有を徹底することで、防犯パトロールや見守り活動の推進を図りたいと考えています。

特に「子ども 110 番の家」の取り組みへの協力を地域住民の皆様幅広く呼びかけ、緊急時に児童生徒が安全に避難できる場所を確保することを目指します。

さらに、情報機器や SNS の使用モラルに関する教育を通じて、デジタルシチズンシップの意識を高めることが不可欠です。学校内では、防犯システムの充実や異常気象時の安全対策を徹底し、児童生徒が安心して学び生活できる環境の整備を要望します。

【回答】

児童生徒等の安全を確保するため、毎年、市町村教育委員会、道路管理者（市町村や県、国の担当課）、警察署の三者合同による通学路点検を実施しております。合同点検における対策箇所については、教育委員会はもちろん、市町村や県、国、警察等の各部署にて挙げられた危険箇所について、それぞれに執行することになります。今後も、警察等の関係機関との連携を図り、児童生徒等の安全を確保する取組を推進してまいります。

学校安全課では、毎年情報モラルに関する啓発用リーフレットや指導教材を作成しております。こうした資料を学校の授業のみならず、保護者との懇談等で活用していただけるよう依頼しているところです。また、啓発用リーフレットには、保護者に向けた内容を盛り込み、情報モラルに関する調査結果とともにホームページに公表することで、児童生徒との対話につながるよう配慮しております。児童生徒が自律し、情報機器を適切に活用できるよう、今後も様々な情報を各学校に提供してまいります。

児童生徒が学校で安全に過ごせるようにするために、不審者侵入防止対策として、「学校への不審者侵入を防ぐ3段階チェック」を危機管理マニュアルに位置付けるよう依頼しております。さらに、市町村によっては、警報装置や防犯監視システム、通報危機等の防犯システムを設置し、警察や警備会社等との連絡・通報体制を整備しております。また、異常気象による登下校の安全確保のために、大雨や台風のみならず、今後発生が予測される「南海トラフ大震災対応マニュアル」の整備について、すべての市町村教育委員会に対して依頼したところです。

今後は、来年度の「学校安全講習会」において、各学校にて定めている危機管理マニュアルを

常に点検・改善しながら、児童生徒の命を守り切れるようすべての学校に対して依頼してまいります。

### 3 教職員の人材確保と予算増

#### ・義務教育費国庫負担制度の堅持について

PTAとして、国庫負担割合の引き下げは地方自治体の財政負担を増大させ、子どもたちの教育環境や教育の質に悪影響を及ぼす可能性があることを懸念しております。現行制度の維持を要望し、子どもたちが平等かつ質の高い教育を受け続けられるように要望します。

#### 【回答】

義務教育に必要な経費については、義務教育無償の原則に則り、国によって保障されるべきものと考えます。

今後も、教育水準・教育条件の維持向上のための必要な措置については、機会を捉えて国への要望を行ってまいります。

#### ・県教育委員会に見合う教育予算の増額について

各学校が地域のニーズに応じた特色ある教育を展開することが求められていますが、市町村によっては十分な予算が確保されていないため、実現が難しい状況です。

各校の自主性や創意工夫を活かし、子供たちの可能性を最大限に引き出すために、特色ある学校経営に必要な予算を増額することを要望します。

#### 【回答】

市町村立学校の設置者である市町村教育委員会の意向等を踏まえ、引き続き、教育に係る予算の確保に努めてまいります。

#### ・豊かな人格、優れた見識を備え、教育者としての児童生徒に寄り添える人材の育成について

子どもたちに寄り添い、豊かな人格と見識を備えた教育者の育成を強く求めます。子どもたちの健全な成長には、教育者が持つ深い理解と共感が不可欠です。また、児童生徒と教育者の心のケアを担うスクールカウンセラーの充実を図るよう要望します。

#### 【回答】

本県が求める教師像の中に「児童生徒を一人の人間として尊重し、あたたかいまなざしで寄り添う教師」とあります。この教師像については、研修、訪問等のもとより、教員採用選考試験のパンフレットにも掲載し、採用段階から周知を図り、人材の育成に努めているところです。

スクールカウンセラーは、現在、全ての公立学校に配置されております。児童生徒と教育者の心のケアを担うスクールカウンセラーはとても大切な存在であるため、来年度も引き続き、今年度同様の配置時間にて配置できるよう取り組んでまいります。

#### ・教職員給与水準及び諸手当の引き上げについて

現在の待遇では、教職に魅力を感じる人材が減少して、このままでは教育現場に深刻な影響を与える可能性があります。

また、近隣県と比較して給与水準や諸手当が低いため、県内の優秀な教職員が他県へ流出するケースも見受けられます。

教育の質を向上させ、優秀な人材を確保するために、教職員の給与水準および諸手当の引き上げを要望します。

#### 【回答】

教員を含む職員の給与は、毎年、県内の民間事業所の賃金水準を踏まえて、人事委員会から勧告がなされ、適正な給与水準が図られております。

各地域における民間の賃金水準、当該地域における物価等を考慮して支給される地域手当については、近隣県との間で差があるのは承知しておりますが、人事委員会勧告を尊重する方針に変わりはなく、今後も人事委員会からの勧告に基づいて、適正な給与水準を図っていきたいと考えております。

#### ・適正な人事異動の推進と非常勤講師の補充について

地域ごとの特性や学校のニーズに基づいた適正な教員の配置を確保するため、人事異動の改善を要望します。

また、教育現場での教員の産休・育休・病休・休職などで人員不足時に、現在の制度では常勤講師しか補充できないため人材不足は重大な問題です。

教員不足の状況に対応するため、非常勤講師の効果的な補充を要望します。

これにより、教育の質を維持し、生徒たちにより充実した学習環境の提供につながるよう要望します。

#### 【回答】

教職員の配置については、教職員個々の資質向上や組織の活性化の視点に立ち、設置者である市町村教育委員会や校長の人事構想に基づいて行っています。その際には、経験年数や年齢、家庭の状況（子育て、家族の介護等の状況）等十分に配慮した配置になるよう努めております。

また、病休・休職などの欠員が生じた際には、適切に補充を行うことができるよう人員確保に努めています。なお、非常勤講師については、各学校の教育課題を解決するために、少人数指導、専科指導、児童生徒支援、日本語指導などと目的に応じた配置・活用をしなければなりません。そのため、すべての非常勤講師が授業の主担当者として授業を行ったり、学級担任の補佐を行ったりすることは難しいです。

#### ・児童生徒の実態に合った特色ある教育課程の実施について

すべての子どもたちが自分に合った学び方を選び、主体的に成長できる環境を提供するため、特に多様化する子どもたちのニーズに応えることを目指し、固定担任制の見直し、教員が専門性を活かした指導ができる仕組みの導入、そして体験学習を重視したカリキュラムを提供する小規模校の

設置など、さまざまな居場所を提供するモデル校の導入を要望します。

**【回答】**

モデル校の導入については、学校の設置者である市町村教育委員会が、願う教育の実現に向けて考えていくものであり、県としては、市町村教育委員会の求めに応じて必要な情報を提供してまいります。

また、各学校が定めるカリキュラム作成については、今後も「社会に開かれた教育課程」となるよう、市町村教育委員会を通じて働きかけてまいります。

#### 4 教職員の定数増、加配等

加配教員の増員や少人数学級の導入、教職員定数の見直しで、児童・生徒一人一人の特性や関心に応じた多様な学びの環境を整え、安心して子どもたちが健やかに成長できる学校環境となると考えます。

教員の業務負担を軽減し、より専門的な授業に専念できるように、特別支援教育の充実や、児童生徒のこころのケア、さらに地域ニーズに応じた柔軟な教職員配置の実現を要望します。

**【回答】**

本県では、令和3年度より段階的に35人学級を導入し、令和5年度には、加配教員を活用し、義務教育全学年において35人学級を実施しております。

加配教員については、少人数学級の他、小学校専科指導、少人数指導、児童生徒支援、通級指導教室、日本語指導教室等それぞれの目的を踏まえた各学校からの要望に応じた配置ができるよう努めております。

引き続き、地域や学校のニーズに応えた教員の配置ができるよう、加配定数の確保に努めてまいります。

#### 5 指導力の向上

・**教職員の資質向上・教育環境に係わる具体的施策について**

今後さらにより良い教育環境を作るため、以下の点について要望します。まず、教職員の指導力や授業力の向上を目的とし、定期的かつ継続的な研修の充実を要望します。

次に、小学校における教科担任制の導入を進め、専門的な教育を提供できる環境の整備を要望します。

そして、教職員がゆとりをもった児童生徒への対応ができ、教育現場の負担軽減と資質向上のため、加配教員の増加を早急に実施していただくよう要望します。

**【回答】**

教職員の指導力や授業力の向上を目的とし、定期的かつ継続的な研修としては、新規常勤講師研修、初任者研修、2年目から5年目を対象とした基礎形成研修、6年目研修、7年目から12年目を対象とした中堅教諭等資質向上研修、管理職研修等があります。このように、今後も切れ目のない経年研修を実施するとともに、教職員の困り感に寄り添いながら、研修内容を適宜改善

するように努めてまいります。また、「自ら学び続ける教職員」を育成するため、教職員自らが自己課題をもち、探究的に学び続けられる環境づくりや研修講座の構築に取り組んでまいります（放課後オンラインミニ相談会、研修主事サポート出前講座等）。

専科指導を行う教員について、本県では専門性を一層重視した指導体制を構築するために、平成28年度から配置しております。この小学校における専科指導については、教員の負担軽減を図るためにも重要であると考え、拡充を図っているところです。今後も充実した専科指導を実施することができるよう、加配教員の確保に努めてまいります。

#### ・ICT機器の活用、通信環境（Wi-Fi）の整備、デジタル教科書の質向上について

ICT機器を活用した学習方法の推進に伴い、学校内および家庭内の通信環境（Wi-Fi）の整備を進め、児童・生徒が効果的に学べるよう、デジタル教科書の質の向上を求めます。

また、教科書の無償給与は法律で定められているため、デジタル教科書においても無償を維持することが必要と考えます。さらに、タブレットの更新時には保護者に経済的負担が生じないように、働きかけを要望します。

#### 【回答】

文部科学省では、GIGAスクール構想の下、1人1台端末の利活用を更に進めて行く上で、必要なネットワーク速度の確保が不可欠であることから、令和5年11月に「校内通信ネットワーク環境整備等に関する調査」が実施されております。調査結果を踏まえ、文部科学省では、ネットワーク環境改善に係る補助金が令和7年度予算に概算要求されております。各市町村において、課題がある場合には、実態に応じて、補助金等も活用して整備されていくものと考えております。

学習者用デジタル教科書については、現在小学校5年生から中学校3年生を対象として、全ての学校に英語、一部の学校に算数・数学が国から無償で提供されており、各発行者が質の改善に努めています。

タブレット端末の更新については、公立学校情報機器等整備事業及び地方財政措置を活用して整備をする方針が国から各市町村に示されております。

## 6 特別支援教育の充実

#### ・特別支援教育の充実と通級指導教室の増設、及び各専門教員とコア・ティーチャーの増員配置について

特別支援教育を必要とする児童・生徒が増加している現状を踏まえて、通級指導教室の増設と、専門教員及び、コア・ティーチャーの早期の養成の実現と県内各地域の小中学校への配置を要望します。

児童・生徒一人一人が適切な支援を受けられる環境の整備を要望します。

#### 【回答】

通級指導教室においては、「自校通級」、「他校通級」、「巡回指導」と、地域の実態に応じて、より効果的な指導形態を選択し、実施できるようにしています。また、法律に示されている

通級指導担当者数の標準に近づけるために、今後も、通級指導を担当する教員数が確実に措置されるよう、国に要望してまいります。

特別支援教育の「指導教諭」が各地区に配置されています。また、近年急増している「LD/ADHD等」の通級指導担当者を指導する立場の「コア・ティーチャー」を任命し、各校への訪問指導を行ったり、自校での指導を公開したりしています。今後も、教育事務所指導主事やコア・ティーチャー等と連携を深め、専門性の向上に努めてまいります。

コア・ティーチャーの養成、教員の専門性の向上については、研修の充実に取り組んでいるところです。通級指導教室を2年以上担当している方を対象として各地域のコア・ティーチャーから実践的に学ぶとともに、自己課題を設定し追究していくステップアップ研修を行っており、例年30～40名の教員が受講しています。その他にも、キャリアの浅い教員向けの研修や、いつでも学べるオンデマンド型の研修も開催し、受講者が増えています。今後も、研修を周知して積極的な活用を促し、教員の専門性が向上するよう内容を充実させてまいります。

#### ・全教職員に対する発達障害に関する研修等の充実について

発達障害を持つ児童・生徒への理解を深めるため、またその児童の保護者と正しい情報の共有ができるよう、教職員に対する研修の充実を要望します。

また、研修を通じ、各学校の教職員内で情報の共有ができる体制を整えて、児童一人一人に適切な支援を行うことができるよう要望します。

#### 【回答】

教育研修課が設定した、義務教育の教職員が受講できる発達障害に関する講座は、10講座あります。大学教授、臨床心理士や作業療法士を講師として学ぶ専門性の高い講座から、県内の実践者から具体的な支援の方法を学ぶ講座まで、教職員のニーズに対応できるよう幅広く対応できるようにしております。加えて、個別の教育支援計画や指導計画の作成を通して、医療福祉機関・家庭との連携の仕方を学んだり、各研修講座においても保護者の願い、教育的ニーズを踏まえて支援をする大切さを伝えたりしております。

また、受講者には、研修後に校内研究会などで、自校の教職員に研修内容を伝達することを奨励しており、今後も研修内容の自校への還元を進めてまいります。加えて、教職員の指標の一つに、「特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応」があり、どのキャリアステージにおいても継続的に学んでいくことを求めています。

#### ・「合理的配慮」に関する周知と関係保護者を支えた定期的な評価について

特別支援教育における「合理的配慮」の重要性を周知し、関係する保護者への支援を行うために、定期的な評価の実施を求めます。

これにより、保護者と学校だけでなく、コミュニティ・スクールなどを通じた地域の連携を強化する取組を要望します。

また、特別支援学級OB保護者との交流会などを通して、児童・生徒の成長をサポートできるよ

うな体制作りを要望します。

**【回答】**

合理的配慮の実施については、個別の教育支援計画をもとに、懇談等の場で保護者と学校が合意形成を図りながら進めております。コミュニティ・スクールにおける連携や合理的配慮の「定期的な評価」ということについては、個人情報等もあり一律に求めるものではなく、保護者の思いも踏まえた実情に応じて取り組んでいく必要があると考えております。「特別支援学級OB保護者との交流会」ということも一例として、保護者と学校が十分にコミュニケーションをとっていくことが重要です。保護者の思いを十分に理解していくことや合理的配慮の重要性については、管理職や特別支援教育コーディネーターの研修等で引き続き周知してまいります。

**・外国籍児童生徒への指導の充実について**

外国籍児童・生徒への適切な指導を行うために、各地域の現状を把握し、必要な支援を提供する体制の整備を要望します。

異文化理解を深め、全ての児童・生徒が公平に教育を受けることができる環境の実現を要望します。

**【回答】**

本年度、県内5つの教育事務所に、13名の「外国人児童生徒適応指導員」を配置し、各地区の実情に応じて、管内の小・中・義務教育学校への派遣を通して、生活面・学習面での支援を行っております。

また、本年度より、主に散在地域の学校に在籍する児童生徒を対象に、オンラインによる日本語初期指導講座を開講し、外国人児童生徒の日本語を学習する場を提供いたします。

今後も、引き続き、日本語指導が必要な児童生徒への支援を行ってまいります。

## 7 部活動地域移行

部活動の地域移行に伴う課題解決に向け、以下の具体的な対策を講じていただきたく要望します。

まず、指導者不足の解消に向け、「地域クラブ指導者育成研修会」を岐阜県内6地区で年2回開催し、指導者の育成と確保を強化するとともに、「活動手当」や「活動補助金」の増額を要望します。

次に、練習場所の確保と利用の利便性向上のため、地域施設の増設や予約システムの改善、送迎バスの導入を検討し、各クラブ活動の活動時間や場所を近接させるなど、移動負担の軽減を要望します。

また、費用負担の軽減策として補助金を充実させるとともに、安全対策の強化や保険制度の充実も重要です。

最後に、地域と学校の連携強化のため、「岐阜県地域クラブ活動推進コーディネーター」の増員や、各市教育委員会に「地域クラブ活動のスペシャリスト」を配置し、地域と学校が一体となって部活動の円滑な地域移行と運営を実現できるよう要望します。

**【回答】**

令和5年度より、国の事業として「地域クラブへの移行に向けた実証事業」が行われてお

り、県内では、令和5年度は24の市町村、令和6年度は30市町村が本事業に取り組んでいます。実施市町村においては、地域の実情に応じた、責任所在を明確化するための体制整備、指導者の数と質の確保等についての課題解決に向け取組を進めていただいております。

はじめに、地域クラブ指導者育成研修会については、令和4年度から開始し、本年度で3年目となり、令和6年8月末現在で、1094人に達しております。県内の中学校部活動数に相当する1800人の指導者を育成することを目標に掲げており、今後も引き続き研修会の充実を図り、指導者の掘り起こしを進め、一層の確保につなげてまいります。

つぎに、各市町村への補助金については、令和5年度より、国事業の「地域クラブへの移行に向けた実証事業」に予算を要求しており、市町村の運営団体の人件費や指導者謝金等に活用していただいております。本県としては、今後も引き続き本事業を活用しつつ、各市町村の持続可能な地域クラブの運用に役立てていただけるよう努めてまいります。

また、各市町村において、安心・安全で、持続可能な地域クラブを運営していくためには、確かな運営団体の構築と運営基盤の強化が必要であると考えております。

基盤を強化するためには、運営する事務局の人件費や事務費等が必要になります。こうした費用を、国事業の「地域クラブへの移行に向けた実証事業」で活用していただき、実証的な運用から始められるように進めております。

最後に、コーディネーターの配置については、令和6年度より各地区6名のコーディネーターに加え、地域クラブへの移行を専門的な立場から県にアドバイスができる総括コーディネーター1名を加え、7名体制で各地区の現状把握や課題解決に必要な情報提供を行っており、今後も引き続き、休日部活動の地域移行を進めていく上で生じる課題解決に向け、県内市町村の進捗確認や意見交換等を進め、市町村の取組が加速するよう努めてまいります。

## 8 喫緊の課題

### ・「いじめ問題への対応」について

「いじめ」問題は多様にわたり、些細な事からも「いじめ」に発展（不登校にも）します。児童生徒一人一人にあった対応、子どもの気持ちを第一に尊重した対応を要望します。

県の「いじめの防止等のための基本的な方針」による、早期（初期）対応が大切と考えます。いじめの判断基準・対応を県内の教職員が一貫した取り組みができるよう要望します。

#### 【回答】

各学校で策定している「学校いじめ防止基本方針」は、全ての学校において、実態に合うよう毎年見直しをしながら取り組んでいただいていることについて承知しております。

今年度、文部科学省が「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂したことを受け、県の「いじめの防止等のための基本的な方針」も改訂し、来年度はじめには全ての学校へ送付する予定です。

その際、各学校には、いじめの定義の周知徹底を行い、法に基づいたいじめの対応ができるよ

う働きかけるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」において新たに加筆された項目「いじめ重大事態に対する平時からの備え」、「学校の設置者及び学校の基本的姿勢」、「重大事態を把握する端緒」等については、様々な研修や会議などの機会を通じて、周知してまいります。

#### ・「不登校問題への対応」について

近年、不登校児童生徒が増加しており、その原因は多岐にわたります。子どもの気持ちを第一に、学校内で安心して過ごせる場を含めた環境整備、児童生徒一人一人に合った学びの場を整え、学習権の保障をおこなうことは大切と考えます。

これらを実現するためには、教育関係者、保護者、地域社会の協力が欠かせません。全ての児童・生徒が安心して学び続けられるよう学校を含めた学びの環境を整えていただけるよう要望します。

#### 【回答】

平成28年9月14日の文部科学省通知において、「不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を『問題行動』と判断してはならない」と明記されているとおり、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童生徒の自己肯定感を高め、結果として児童生徒の社会的自立につながると考えております。

教室に入ることでできない不登校児童生徒の居場所を整えるため、昨年度より「学校内教育支援センターの整備」を希望する市町村教育委員会へ支援を行っております。令和6年7月の国の調査によると、今年度の岐阜県の小・中学校における設置状況は、68.1%で、全国の都道府県において上位から5番目になっております。

今後も、学校内教育支援センターの整備充実に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を強化し、誰一人取り残されることのないよう、継続的に支援し続けられるよう取り組んでまいります。

#### ・「学校の機能の充実・環境整備」について

特別教室・体育館のエアコン未設置の学校が多く、エアコンを設置することで、年間を通して快適な学習環境のもと授業を行うことができます。体育館は災害時の避難所という面からもエアコンの早期の設置に向け、県教育委員会からも各郡市町への働きかけを要望します。

#### 【回答】

小中学校の空調については、国では、補助金などの財政支援制度を設けて設置を促進しており、県としても、財政支援制度の周知や補助金申請の助言等により、引き続き市町村を支援してまいります。

また、市町村の財政状況により、整備に地域格差が生じることがないよう、財政支援の拡充について、今後も国に要望してまいります。